

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 規 則

ページ

- 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 3

### ◇ 告 示

- 平成29年2月北九州市恒見財産区議会定例会の招集【財政局財務部財産活用推進課】 4
- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 5
- 道路の供用開始【建設局総務部管理課】 6

### ◇ 公 告

- 都市公園の供用開始【建設局公園緑地部公園管理課】 7

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市障害者スポーツセンターのスタジオの名称及び障害者専用の供用時間を変更することにしました。

この規則は、平成29年4月1日から施行することにしました。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月17日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第6号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1の北九州市障害者スポーツセンターの項中「大スタジオ」を「スタジオ1」に、「及び木曜日の正午から午後9時まで」を「、木曜日の正午から午後9時まで及び土曜日の午前9時から正午まで」に、「小スタジオ」を「スタジオ2」に改める。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

北九州市告示第 53 号

平成 29 年 2 月北九州市恒見財産区議会定例会を次のとおり招集する。

平成 29 年 2 月 17 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 期日 平成 29 年 2 月 28 日
- 2 場所 恒見集会所会議室（北九州市門司区恒見町 2 1 番 1 号）

北九州市告示第54号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成29年2月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
511	浅野1号線	前	北九州市小倉北区浅野三丁目2番754地先から 北九州市小倉北区浅野三丁目2番681地先まで	25.0	54.4
		後	北九州市小倉北区浅野三丁目2番754地先から 北九州市小倉北区浅野三丁目2番681まで	32.6 ～ 38.9	54.4

北九州市告示第 55 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 29 年 2 月 17 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
511	浅野 1 号線	北九州市小倉北区浅野三丁目 2 番 7 5 4 地先から 北九州市小倉北区浅野三丁目 2 番 6 8 1 まで	平成 29 年 2 月 17 日

北九州市公告第132号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり公告する。

平成29年2月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 供用を開始する都市公園の名称、位置及び区域

公園番号	名 称	位 置	区 域
4794	北九州市立浅野町 緑地	北九州市小倉北区 浅野三丁目7番	北九州市小倉北区 浅野三丁目7番の 一部

2 供用開始の期日

平成29年2月17日

なお、供用開始に係る区域を示す図面を、北九州市建設局公園緑地部公園管理課において公告の日から2週間一般の縦覧に供する。